



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 8 月 10 日 (木 曜 日) 第 431 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1	
告 示	
○自衛官候補生の募集期間等…………… (危機管理課) 2	
○保安林の指定…………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) …… (“) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 3	

公 告

○鳥獣捕獲等事業の変更に関する届出…………… (自然環境課) 3
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 3
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 4
教育委員会規則
○県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 4
公安委員会公告
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和46年宮崎県規則第37号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(施工状況の報告) 第12条 次に掲げる建築物の工事監理者は、その工事の監理の結果を、施工状況報告書 (別記様式第12号) に工事監理の状況を記載した書面を添えて建築主事に報告しなければならない。ただし、これと同等以上の措置を講ずると知事が認める場合は、この限りでない。 (1) 法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物 (2) [略]	(施工状況の報告) 第12条 次に掲げる建築物の工事監理者は、その工事の監理の結果を、施工状況報告書 (別記様式第12号) に工事監理の状況を記載した書面を添えて建築主事に報告しなければならない。ただし、これと同等以上の措置を講ずると知事が認める場合は、この限りでない。 (1) 法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物 (法第7条の3第4項又は法第7条の4第1項の規定による検査を受けたものを除く。) (2) [略] (3) <u>長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの</u>
2 前項の規定による報告は、当該建築物に関する工事が次に掲げる施工の状況に達したときに行うものとする。 (1) 木造にあっては、 <u>屋根工事の終了</u> (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、 <u>1階の屋根又は2階の床の配筋の終了</u> (3) 鉄骨造にあっては、 <u>鉄骨の組立の終了</u> (4) その他の構造にあっては、 <u>1階の屋根工事又は2階の床工事の終了</u> (5) その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の状況	2 前項の規定による報告は、 <u>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該建築物に関する工事が次に掲げる施工の状況に達したときに行うものとする。</u> (1) 前項第1号及び第2号に掲げる建築物 ア 木造にあっては、 <u>屋根工事の終了</u> イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、 <u>1階の屋根又は2階の床の配筋の終了</u> ウ 鉄骨造にあっては、 <u>鉄骨の組立の終了</u> エ <u>その他の構造にあっては、1階の屋根工事又は2階の床工事の終了</u> オ <u>その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の</u>

状況
(2) 前項第3号に掲げる建築物 令第 114条第1項に規定する措置に係る工事の終了

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則第12条の規定は、令和5年10月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(以下「確認の申請」という。)がされた建築物の工事監理者について適用し、同日前に確認の申請がされた建築物の工事監理者については、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第 587号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条に規定する自衛官候補生の令和5年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

募集種別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
自衛官候補生	令和5年6月30日(金)から同年9月8日(金)まで	筆記試験 令和5年9月16日(土)から同月23日(土)までの間の1日	パソコン、スマートフォン、タブレット等を利用し、自宅等で受験		自衛隊宮崎地方協力本部募集課 電話0985(53)2643
		口述試験及び身体検査する日	令和5年9月25日(月)から10月2日(月)まで	都城市 陸上自衛隊都城駐屯地 児湯郡新富町 航空自衛隊新田原基地	

宮崎県告示第 588号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868-8、1868-61、1868-247、1868-295、1870、1873、1875、18

80-1、1883、1884、1893、1897-1、1897-5、1898-3、1898-26、1898-54

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 589号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宮崎市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡

高千穂町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに宮崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 590号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年6月15日宮崎県告示第 668号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 591号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 楠原字下耕 整 128番 1 地先から同 市飫肥 9 丁 目4227番 3 地先まで	旧	8.8～ 22.3	89.0
				新	11.6～ 23.0	89.0

宮崎県告示第 592号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 楠原字下耕 整 128番 1 地先から同 市飫肥 9 丁 目4227番 3 地先まで	令和5年8月10日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更に関する届出があった。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 事業者の名称
岩切環境技研株式会社
- 2 届出内容
代表者の氏名の変更
変更前 岩切 重人
変更後 岩切 康二

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル都城店
都城市都北町 717-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和5年3月10日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和5年8月10日から令和5年9月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール都城駅前
都城市栄町4672番地 外34筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

の変更

令和5年6月8日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年8月10日から令和5年9月11日まで

教育委員会規則

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月10日

宮崎県教育委員会教育長 黒木淳一郎

宮崎県教育委員会規則第7号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p>第9条 スポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 体育館、ライフル射撃競技場、総合運動公園有料公園施設、宮崎港マリーナ施設（艇庫、ディンギーヤード及びディンギー船揚場に限る。）及びスポーツ指導センターに関すること。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(スポーツ指導センターの所掌事務)</p> <p>第16条 スポーツ指導センターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園の利用者の体育及びスポーツの指導に関すること。</p> <p>(6) 体育館、ライフル射撃競技場及び総合運動公園有料公園施設の管理に関すること。</p>	<p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p>第9条 スポーツ振興課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 体育館、<u>新体育館</u>、ライフル射撃競技場、総合運動公園有料公園施設、宮崎港マリーナ施設（艇庫、ディンギーヤード及びディンギー船揚場に限る。）及びスポーツ指導センターに関すること。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(スポーツ指導センターの所掌事務)</p> <p>第16条 スポーツ指導センターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 体育館、<u>新体育館</u>、ライフル射撃競技場及び総合運動公園の利用者の体育及びスポーツの指導に関すること。</p> <p>(6) 体育館、<u>新体育館</u>、ライフル射撃競技場及び総合運動公園有料公園施設の管理に関すること。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年8月20日から施行する。
(準備行為)
- 2 新体育館を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年8月10日

宮崎県公安委員会委員長 江藤利彦

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	3号警備業務	令和5年11月8日(水)から11月10日(金)まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した

期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務 (追加取得講習)	令和5年9月25日(月)から10月6日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警

備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入紙紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行くこと。

--	--